

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	料金収納機(小田原機器製)(大・中型車)概算修繕	産業用機器	交通局	新和商事(株)	3,453,135	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
2	免税軽油(給油施設分)第1四半期買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	103,950	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
3	平成24年度1万分1精度地図データ外2点 借入	情報処理用機器	消防局	(株)昭文社	2,520,000	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
4	平成24年度2500分1精度地図データ借入	情報処理用機器	消防局	(株)ゼンリン	14,607,180	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
5	営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器借入(再リース)	情報処理用機器	水道局	日立キャピタル(株)	15,066,660	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
6	税務事務システム用サーバ機器及び端末機器用ソフトウェア一式借入	情報処理用機器	財政局税務部	(株)日立製作所	66,967,740	平成24年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
7	住民基本台帳等事務システム機器用共通ソフトウェア一式借入	情報処理用機器	市民局	(株)日立製作所	16,140,096	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
8	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	243,008,640	平成24年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
9	共通汎用機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	271,194,840	平成24年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
10	市有地活用支援システム用 大阪市内地図データ一式 借入	情報処理用機器	契約管財局	(財)大阪市都市工学情報センター	2,764,440	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
11	航空気象情報支援機器一式借入	情報処理用機器	消防局	(株)ウェザーニューズ	3,276,000	平成24年4月1日		契約の性質または目的による場合	
12	6号線 列車無線移動局装置 製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	東芝特機電子(株)	25,200,000	平成24年4月12日		契約の性質または目的による場合	
13	高速電気軌道第1号線 新造車両(3000系)誘導無線移動局装置製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)日立国際電気	13,017,900	平成24年5月7日		契約の性質または目的による場合	
14	高速電気軌道第1号線 新造車両(3000系)連結器製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属工業(株)	39,406,500	平成24年5月10日		契約の性質または目的による場合	
15	高速電気軌道第1号線 新造車両(3000系)台車製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属工業(株)	390,600,000	平成24年5月10日		契約の性質または目的による場合	
16	柴島浄水場外2か所 水質計器修繕(その1)	理化学機器	水道局	セントラル科学(株)	4,672,500	平成24年5月14日		契約の性質または目的による場合	
17	高速電気軌道第1号線 新造車両(3000系)集電装置製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)東芝	62,496,000	平成24年5月18日		契約の性質または目的による場合	
18	ピット投入装置用エプロン(舞洲工場)買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	2,101,050	平成24年5月24日		契約の性質または目的による場合	
19	高速電気軌道第8号線監視用テレビジョン装置 修繕	通信用機器	交通局	ジャトー(株)	9,607,500	平成24年6月8日		契約の性質または目的による場合	
20	免税軽油(港湾局)第2四半期買入(単価契約)	石油類	港湾局	港石油(株)	90,300	平成24年6月26日		契約の性質または目的による場合	
21	電磁弁外18点 買入	理化学機器	建設局	(株)ジェイ・サイエンス関西	5,985,000	平成24年6月28日		契約の性質または目的による場合	
22	はしご車分解整備	自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	19,110,000	平成24年6月28日		契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

料金収納機（小田原機器製）（大・中型車）概算修繕

2 契約の相手方

新和商事株式会社

3 随意契約理由

料金収納機は、ワンマン機器の一つで、乗車料金を現金、IC・磁気カード及び紙券類から収受し、データと共に金庫内に蓄積することができる営業機器である。

当局のバスに搭載されている料金収納機は、株式会社小田原機器製であり、株式会社小田原機器が独自の技術で設計・製作しており、機器の構造・動作原理・制御プログラム等の仕様については企業秘密とされている。

このため、装置が正常に機能するための性能保障上、仕様の開示を受けている株式会社小田原機器の関西圏内における唯一の代理店である新和商事株式会社以外は修繕を行うことが出来ない。

このため、新和商事株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局自動車部整備課

(電話番号6585-6469)

随意契約理由書

平成23年 3月15日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第1四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、網取船を3隻（6.60～8.50 t級）、渡船を2隻（12.00～19.54 t級）保有しております。網取船は、大阪港に入港する本船に対するポートサービス事業を行っており、渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しております。

網取船はそれぞれ月5回程度の給油を要しますが、その給油を行う日時は3隻で異なるため、相当頻度の給油を行っていることとなります。

渡船は基本1隻で運航し、もう1隻は補修等の際の予備船としており、給油頻度は月に2回程度です。

各船への給油方法は、次の3方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油

網取船は、本船からの要請を受け、運航を行っていますが、本船からの網取船出動要請時刻は、当日の船舶運航状況や荷役状況等により、頻繁に変更がなされることから、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行う必要があります。よって、②及び③の給油方法は、事前に給油時刻の指定を行わなければならないため、運航時刻が定まらない網取船の給油には適しません。

一方、渡船はこれまで②の給油方法で行ってきましたが、②の給油方法で給油を行ってきた船舶の減少等から②の給油方法に拠りがなくなり、他の給油方法の検討が必要になりました。残る給油方法の内の③については、渡船の船着場である乗場が自動車等の通行できる道路と離れているため対応できません。

以上の理由により、当局が保有する網取船及び渡船の給油については、①の方法により行うこととしますが、定けい場に近接し、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第1四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油 株式会社 （承認番号 311159）

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。

② 給油船（バージ船）による給油

③ 給油タンク車からの直接給油

④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は、①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 （電話番号 06-4393-4146）

随意契約理由書

1 案件名称

平成24年度1万分1精度地図データ外2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社 (承認番号 190012)

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売(賃貸)されているものである。(直接販売証明書は消防局にて保管 有効期限は平成25年3月31日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課 (電話番号 06-4393-6572)

随意契約理由書

1 案件名称

平成24年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン 大阪支店 (承認番号 231253)

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所(号、番地)や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWN II」しかなく、中間業者を介さず直接販売(賃貸)されているものである。(直接販売証明書は消防局にて保管 有効期限は平成25年3月31日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課 (電話番号 06-4393-6572)

随意契約理由書

5

1 案件名称

営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器借入(再リース)

2 契約の相手方

日立キャピタル(株)

3 随意契約理由

当局において、営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器を平成17年10月からお客さまサービス担当千里分室にて稼働させ、そのための機器等の借入を上記業者と契約を行ってきた。

平成24年度においても、機器等の借入を行うが、平成24年5月に予定されている営業所オンラインシステムの再構築以降、本機器は使用できず、借入の必要がなくなる。それまでの期間において引続き借入をせず、他の機器を借入すると、システムソフトウェアや業務ソフトウェアのインストールや機器の環境設定及びネットワークへの接続や動作確認テスト等のシステムを再構築するための作業が発生し、そのため経費が必要となる。

したがって、上記業者から機器等を引き続き借入することにより、営業所オンラインシステムの効率的なシステムの管理運営ができるとともに、経済的にも有利となる。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課千里分室
(電話番号06-6871-9340)

随意契約理由書

1 案件名称

税務事務システム用サーバ機器及び端末機用ソフトウェア一式 借入

2 契約の相手方

会社名 株式会社日立製作所 関西支社

承認番号 140146

所在地 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 堂島アクセスビル

電話番号 06-4796-3721

3 指定製品名

(1) 住所辞書ファイル (KUIN)

(対象ソフトウェア)

- ・UNIX 版 KUIN2
- ・Windows 用 KUIN2
- ・KUIN データメンテナンス

(2) 「大阪市明朝」関連のソフトウェア

ア 外字表示機能 (Kanjilink XKP)

(対象ソフトウェア)

- ・Kanjilink XKP (開発キット機能限定版) 2.2 大阪市個別対応版
- ・Kanjilink XKP (開発キット) 2.2 (大阪市個別対応版 環境構築用)

イ 日本語入力ソフト (VJE-Delta)

(対象ソフトウェア)

- ・VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版

(3) 部門ファイリング帳票システム (Millemasse/Hop)

(対象ソフトウェア)

- ・Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版
- ・帳票管理システム自動化運用支援機能 01-00

4 製作会社

株式会社日立製作所 関西支社

5 用途

(1) 住所辞書ファイル (KUIN)

税務事務システムや国保等システムなどで利用する住所辞書ファイル(郵便番号、住所、住所コード等(以下、「住所情報」という。)が格納されているファイル)については、各業務システムにおける機器構成等の環境に応じて個別に調達している。

しかし、本市の業務システム間における住民基本台帳情報等のデータ連携において、統一された住所情報を相互利用する必要があることから、住所辞書ファイルについては製造業者から毎月納品される更新データを基に総務局が管理する共通汎用機システムにおいて、大阪市共通ファイルとして一元的に更新処理を行い、作成された同じ住所辞書ファイルを各業務システム（UNIX、Windows 機器）において利用している状況である。

また、共通汎用機システムにおける住所辞書データの更新については、大阪市独自の要件に合わせたデータ加工（KUIN 及び KUIN2 の統合）を行っている。

（２）「大阪市明朝」関連のソフトウェア

税務事務システムにおいては、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」を導入している。「大阪市明朝」は、税務事務システム開発時に大阪市独自の文字セットとして作成されたものであり、この「大阪市明朝」を税務事務システムにおいて、利用するために次のソフトウェアを導入する必要がある。

ア 外字表示機能（Kanjilink XKP）

外字表示機能（Kanjilink XKP）は、「Visual Basic」で作成されたオンライン業務画面上での外字表示を実現するソフトウェアであるが、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「Kanjilink XKP（開発キット機能限定版） 2.2 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの表示を実現している。

イ 日本語入力ソフト（VJE-Delta）

日本語入力ソフト（VJE-Delta）は、オンライン業務での日本語入力を目的としたソフトウェアであるが、大阪市独自の環境（Windows XP 及び「大阪市明朝」）に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの入力を実現している。

（３）部門ファイリング帳票システム（Millemasse/Hop）

税務事務システムでは、非常災害等に伴うシステム障害時の証明書発行業務の基礎データの提供等を目的として、部門ファイリング帳票システムを構築しており、その帳票データの検索・表示・印刷において、「Millemasse/Hop」等を導入している。

6 随意契約理由

上記指定製品の各ソフトウェアについては、導入しなければ税務事務システムが動作しないこととなるため、税務事務システムを構成するうえで導入する必要があり、上記製品（１）住所辞書ファイル（KUIN）及び（２）「大阪市明朝」関連のソフトウェアは大阪市個別仕様であり、税務事務システムの動作不良時など、ソフトウェア開発業者によるサポート（保守）が困

難であることから、ソフトウェア開発業者が日立製作所のみ販売しており、一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

また、上記製品（3）部門ファイリング帳票システム（Millemasse/Hop）は、データベース管理ソフトである「Access」に対応した製品であり、税務事務システムにおいて導入している「Oracle」については対応していない。そのため、税務事務システムの保守業者である日立製作所がグループ会社を含めた社内調整を行い、大阪市個別対応版として「Oracle」に対応した「Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版」等を作成することで、部門ファイリング帳票システムを実現しているため、日立製作所は当該製品を一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

契約に当たっては、株式会社日立製作所 関西支社のみが提供可能である旨の証明書を徴取している。

（参考資料「税務事務システム向け共通ソフトウェアについて」：平成 21 年 11 月 19 日 財政局確認済み）

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）により随意契約する。

7 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号
政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）

8 担当部署

財政局税務部管理課（システムグループ）（電話：06-6208-7778）

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳等事務システム機器用共通ソフトウェア一式 借入

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

住民基本台帳、印鑑登録及び外国人登録事務等システムについては、平成14年8月5日に再構築を行い稼働したところです。

本市情報化計画においては、各システム間相互のデータ交換の実現等による市民サービスの一層の向上及び行政事務効率化のため、システム構築にあたっての基盤部分の共通化が図られたところです。

このため住民基本台帳等事務システムの開発にあたっては、既に先行して稼働していた「国民健康保険等システム」等との一体的・安定的稼働の確保、相互のデータ交換及び障害に対する迅速かつ統一的な保守等の維持管理の実現が不可欠なため、これらのシステムと共通のソフトウェアを採用する必要がありました。また、今後も上記の要請から当該ソフトウェアを使用する必要があります。

(2) 業者選定理由

当該ソフトウェアについては、製造元であり現供給者である株式会社日立製作所以外からの調達が不可能なため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局 市民部 区政課 (住民情報グループ) (電話番号 06-6208-7339)

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成8年12月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成14年2月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成24年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼動させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、他社から当該機器を借入れることになれば、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなければならず、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入れなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業に加え、既存業者側での設計・設定・検証作業が必要となり、作業が膨大となる。

したがって、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項(d)に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

政府調達に関する協定第15条第1項(d)

5 担当部署

総務局 行政部 IT統括課 (電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

共通汎用機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

共通汎用機については、その高性能及び独自技術を背景に、各業務システムに対して帳票印刷機能やファイル連携機能等を安定して提供できる共用機として、平成 21 年 4 月 1 日付けで上記業者と特名随意契約を締結し、平成 22 年 1 月より借入を開始している。

平成 24 年度においても、各システムの業務を継続して行うにあたり、現行機器と同等の機能と性能を有する機器が必要であるが、同一メーカーの後継機種との互換性は確保されている一方、他メーカーの機器との間には互換性は全く確保されていない。そのため、仮に、類似機器を導入することになると、従来と同等のサービスを確保するためには他システムも含めた相当な大規模改修が前提となり、センター全体の安定稼動を損ねることとなる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、引続き上記業者の製品を借入する必要があり、上記業者は当該製品を取り扱うことのできる唯一の業者である。

本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d) に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d)

5 担当部署

総務局 行政部 IT統括課 (電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

市有地活用支援システム用大阪市内地図データ 一式

2 契約の相手方

財団法人 大阪市都市工学情報センター

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

市有地活用支援システム（以下、「本システム」という。）は、地図情報を活用して財産台帳をはじめとする公有財産に係る各種台帳の一元化・共有化と、市有地の有効活用のための未利用地情報や施設整備計画情報等の収集、整理及び連携を図ることにより、事務処理の効率化、迅速化を実現している。

地図情報については、大阪市内地図データ（以下、「住宅地図」という。）、大阪市デジタルマップ地形図、大阪市都市計画データ等を利用して各台帳等との連携を図っている。

住宅地図は毎年更新され、縮小、拡大した情報にも耐えることができ、かつ建物等の詳細な最新情報も備えているものが必要であり、本システム開発当初から株式会社ゼンリンの住宅地図を利用している。

地図情報については、市有財産の位置等をレイヤーで書き込み等を行っており、本システムは株式会社ゼンリンの住宅地図を利用することを前提に構築されている。そのため、他社の製品を利用すると、本システムが正常に稼働できなくなることから、本システムにおいて使用する住宅地図データは本製品を選定した。

(2) 業者選定理由

株式会社ゼンリンの住宅地図は、共同利用を目的とする大阪市の要望に基づき、各局がそれぞれの利用状況に応じて地図データの提供を受けられるよう財団法人大阪市都市工学情報センターと株式会社ゼンリンとの間でデータベース再使用契約が締結されおり、住宅地図データを本システムで利用できるよう賃貸借契約することができるのは、共同利用窓口である財団法人大阪市都市工学情報センターに限られている。

以上より地方自治法第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、当該法人を業者選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

契約管財局管財部管財担当（電話番号 06-4395-7132）

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報支援機器一式借入

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ (承認番号 481327)

3 随意契約理由

複雑多様化、広域化する災害に対処する消防ヘリコプターは、24時間常時航空気象情報を入手する必要がある。通信衛星を利用した最新航空気象情報データを常時24時間リアルタイムにディスプレイ表示し必要に応じてプリントアウトすることにより、消防ヘリコプターの迅速な飛行と安全性を強化するため本装置を使用するもので、つぎの要件をすべて満たす必要がある。

(1) 24時間常時気象情報サービスが可能なこと。

消防ヘリコプターは、災害対応のため24時間いつでも出動する必要がある。

ヘリコプターを出発させるには、気象情報を入手し飛行に障害のないことを確認する必要があり（航空法〔昭和27年法律第231号〕第73条の2、同施行規則〔昭和27年運輸省令第56号〕第164条の14）、24時間気象情報サービスを受ける必要がある。

(2) 衛星回線による気象情報の配信ができること。

平成7年の阪神大震災では、NTT回線（有線回線）が断線や混線により長期間途絶するなど、この様な大災害時、有線回線による気象情報の配信では、データが受信できない虞があり、有事即応の消防機関では、大災害時でも断線や混線のない衛星回線によるデータ受信が必要である。

(3) 航路上気象情報解析（エンルート解析）ができること。

ヘリコプターを飛行させるには、飛行計画（航空法第97条）を作成し、当該航路（ルート）上の気象障害の無いことを確認した後でなければ出発できない（航空法第73条の2、同法施行規則第164条の14）ため飛行計画による任意のルートを設定した場合、即時にルート上の気象障害の有無を出力し迅速な飛行ができるためのプログラム（航路上気象情報解析）が必要である。

(4) 落雷情報が入手できること。

落雷地域や付近をヘリコプター（金属）が飛行した場合、雷を誘引し落雷する危険があり落雷による飛行不能など危険な状態となる虞があり落雷情報の入手は、ヘリコプターの安全飛行に重要である。

上記要件により、気象業務法（昭和27年法律第165号）第18条第2項及び第19条の2による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部航空隊（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

12

1 案件名称

6号線 列車無線移動局装置 製造

2 契約の相手方

東芝特機電子株式会社

3 随意契約理由

列車無線移動局装置とは、堺筋線車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。

また、この装置は、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。

この列車無線移動局装置は東芝テリー株式会社製であり、両先頭車の列車無線移動局装置間、列車無線移動局装置と既存機器（受信アンテナ等）との配線、取付等について製作メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。

以上の理由により、東芝テリー株式会社の唯一の代理店である東芝特機電子株式会社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速電気軌道第1号線 新造車両(30000系)誘導無線移動局装置 製造
- 2 契約の相手方
株式会社 日立国際電気
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
誘導無線移動局装置とは、地下鉄車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員(運転士・車掌)相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。
この装置は、地下鉄車両における唯一の指令所との通信装置であり、列車の電源である第3軌条を停電させる機能も具備しており、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。そのために、地上装置を含めた当局の誘導無線システムについてはもちろんのこと、装置を据え付ける車両の構造・ぎ装等についての知識も要求される。
 - (2) 業者選定理由
誘導無線地上(固定局)装置側は日立国際電気製であり、メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。よって、上記理由により株式会社 日立国際電気を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線 新造車両(30000系)連結器製造

2 契約の相手方

住友金属工業株式会社

3 随意契約理由

連結器とは、車両同士を確実に連結し、列車を構成するとともに、必要に応じて他の列車と連結する用途に必要な装置である。また、列車を安全に走行、減速および停止させるために、前後動を緩衝する機能を持ち、十分な強度と信頼性を備えたものでなければならない。

本連結器は、当局高速電気軌道車両用として、設計・製作するものである。同車両は、検車場内作業時に本連結器を用いて、他車両と連結し移動させたり、営業線上で自力走行不可能になった場合には、他列車と連結し移動させる必要があるため、既存車両の連結器との互換性を要するものである。

現在当局が保有している車両は、住友金属工業株式会社製連結器を装備しており、同社独自の技術により設計、製作され、これらのデータや図面は一般に公開されておらず、同社以外では製造することができないため、住友金属工業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両課

(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線 新造車両(30000系)台車製造

2 契約の相手方

住友金属工業株式会社

3 随意契約理由

台車とは、鉄道輸送の安全性を構築する上での根幹となる重要な要素であり、線路等鉄道施設とも密接な関連を有するものである。台車の設計については、車両としての性能以外に線路等の路線条件も重要であり、台車の性能は車両の安全性や安定性、乗り心地などを左右する決め手となる。

当局では、過去に台車枠に走行による大きな振動が加わったため多くの亀裂が発生し、一般の台車で採用されている鋼板溶接構造の横バリから鑄鋼製構造横バリの台車に変更した経緯があり、以降特殊となる鑄鋼製構造横バリの台車しか採用していない。台車枠の亀裂は走行安全性に大きく関わるものであり、また、実走行後すぐにあらわれる現象でもない。

鉄道の安全性を確保していく上で、台車の設計は、多くの蓄積した実路線によるデータとともに当局における設計経緯を反映していくことが重要となる。現在も引き続き、走行安全性の向上に向けた調査研究をすすめているところである。

現在のところ、当局の路線による走行安全性の基礎となる輪重・横圧測定値や各部位の走行振動測定値を蓄積しているのは住友金属工業株式会社のみであり、かつ、横バリ鑄鋼製の台車を製造できるのも住友金属工業株式会社のみである。

よって、住友金属工業株式会社を特名する。

※1 横バリとは台車枠を構成する部材の一つで、前後の車軸を支える側バリを中央で接続し車体を支える台車の要となる強度部材である。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両課

(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所 水質計器修繕（その1）

2 契約の相手方

セントラル科学（株）

3 随意契約理由

本修繕は、各取浄水場水質計器室等に設置している全有機炭素計の修繕を実施し、機能維持を図るものです。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、修繕を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、本修繕を施工することができるのはセントラル科学（株）のみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速電気軌道第1号線新造車両（30000系）集電装置製造

- 2 契約の相手方
株式会社東芝

- 3 特名理由
集電装置（堺筋線・長堀鶴見緑地線・今里筋線を除く）とは、第三軌条と呼ばれる電車線（DC750V）から列車運行に必要な電力を取り込む装置である。また、電力の取り込みにおいて過剰な電流が流れた場合に、安全を確保するための遮断機能を有する。
本装置は、列車運行に必要な電力を取り込む装置であることから必要不可欠な装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。また、車両の構造・ギ装等についての知識も要求され、現在第三軌条方式の集電装置を製作しているのは国内において株式会社東芝のみである。
以上の理由により株式会社東芝を特名する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
（電話番号06-6585-6583）

以上

18

随意契約理由書

1 案件名称

ピット投入装置用エプロン（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するピット投入装置用エプロンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃及び不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、独自の技術により他社では構造を知りえず、使用部品の調達が不可能であるため、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

高速電気軌道第8号線監視用テレビジョン装置修繕

2. 契約の相手方

ジャトー株式会社

3. 随意契約理由

本件は、高速電気軌道第8号線の監視用テレビジョン装置に使用している防犯監視録画用制御端末装置の修繕を行うものである。

8号線の監視用テレビジョン装置の防犯監視録画用制御端末装置は、停留場内各所に配置しているカメラ付インターホン及び監視用カメラと接続し、各種画像の録画及び各駅長室や管区駅からインターホン用カメラの制御を行うための設備である。

この監視用テレビジョン装置はジャトー株式会社が構築したシステムであり、中央装置から各停留場に設置の端末装置への制御情報はジャトー株式会社独自の技術で設定され、その内容は企業秘密のため公開していない。また、今回修繕する8号線監視用テレビジョン装置の防犯監視録画用制御端末装置は8号線監視用テレビジョン装置の一部であるため、システム全体の構築を行ったジャトー株式会社以外では本修繕を行うことが出来ない。

よって上記理由によりジャトー株式会社を特名するものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6965-1884)

随意契約理由書

20

平成23年 6月 15日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第2 四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、網取船を1隻（8.50 t級）、渡船を2隻（12.00~19.54t級）保有しております。網取船は、大阪港に入港する本船に対するポートサービス事業を行っており、渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しております。

網取船は月2回程度の給油を要します。

渡船は基本1隻で運航し、もう1隻は補修等の際の予備船としており、給油頻度は月に2回程度です。

各船への給油方法は、次の3方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油

網取船は、本船からの要請を受け、運航を行っていますが、本船からの網取船出動要請時刻は、当日の船舶運航状況や荷役状況等により、頻繁に変更がなされることから、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行う必要があります。よって、②及び③の給油方法は、事前に給油時刻の指定を行わなければならないため、運航時刻が定まらない網取船の給油には適しません。

一方、渡船はこれまで②の給油方法で行ってきましたが、②の給油方法で給油を行ってきた船舶の減少等から②の給油方法に拠りがたくなり、他の給油方法の検討が必要になりました。残る給油方法の内の③については、渡船の船着場である乗場が自動車等の通行できる道路と離れているため対応できません。

以上の理由により、当局が保有する網取船及び渡船の給油については、①の方法により行うこととしますが、定けい場に近接し、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

1. 案件名称

電磁弁 外 18 点 買入

2. 契約の相手方

株式会社ジェイ・サイエンス関西

3. 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入する物品は、本市の各下水処理場において、水質汚濁防止法 14 条に定められた排出水の汚染状態を常時測定するために設置している窒素・りん水質自動測定装置用の消耗部品である。

当該装置は、株式会社アナテック・ヤナコが設計・製作したもので、その消耗部品は、形状、寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できない。

よって本案件のとおり製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

株式会社ジェイ・サイエンス関西は、株式会社アナテックヤナコの製品を販売できる唯一の代理店であるため、他社では取り扱いができないので、株式会社ジェイ・サイエンス関西を業者選定するものである。

(代理店証明書原本は担当部署にあり:証明期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局下水道河川部水環境課(水質管理担当)

電話番号: 06-6615-7524

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記株式会社モリタテクノスは製作会社からはしご車分解整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は株式会社モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）